

佐賀県農業振興地域整備基本方針

佐 賀 県

令和3年8月5日

目 次

- 第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項
 - 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方
 - 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進
 - 3 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

- 第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

- 第 3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
 - 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向
 - 2 県の農業地帯別の構想
 - 3 広域整備の構想

- 第 4 農用地等の保全に関する事項
 - 1 農用地等の保全の方向
 - 2 農用地等の保全のための事業
 - 3 農用地等の保全のための活動

- 第 5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項
 - 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向
 - 2 主な営農類型及び目標経営規模

- 第 6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
 - 1 重点作物別の構想
 - 2 広域整備の構想

- 第 7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
 - 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向
 - 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備
 - 3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

- 第 8 第 5 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項
 - 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標
 - 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

- 第 9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項
 - 1 生活環境施設の整備の必要性
 - 2 生活環境施設の整備の構想

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

令和元年度の本県の農用地区域内の農地面積は、約51,700haであり、宅地への転用や荒廃農地の発生などにより、過去10年で約2,900ha減少している。

農地は、農業生産にとって、最も基礎的な資源であることから、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号。以下、「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び「農地法」（昭和27年法律第229号。）に基づく農地転用許可制度の適切な運用を通じ、集団的な農地の確保に努める。また、農業従事者の減少等により、農業生産の維持が困難な農地が増加している。中山間地域等においては、立地条件に応じた作物の作付や担い手となる農業者の確保を図りつつ、荒廃農地対策や農業生産条件に関する不利を補正する対策への支援を行うこと等により、農地の維持・保全に努めることとする。このような、農用地等の確保のための取組の推進により、令和12年の本県の農用地区域内農地面積の目標を50,700haとする。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地等（耕地）を中心として、次の方向で推進する。

(1) 農地の保全・有効利用

農作業の受委託を含め、地域の担い手への農地の利用集積や農業生産基盤の整備等の施策を通じ、農地の保全・有効利用を促進する。また、中山間地域等については、「中山間地域等直接支払制度」などの施策を活用して、今後とも農業生産の場として活用すべき農地の維持・保全を図る。

(2) 農業生産基盤の整備

良好な営農条件を備えた農地の確保を図るため、水田の排水対策や地域の実情に応じた基盤整備、農業用排水施設等の農業生産基盤の整備並びに農業水利施設の適切な管理及び施設管理の省力化・効率化のための整備を推進する。

また、現状が農用地区域以外の土地であっても当該地と一体的整備が適当と認められる土地については、積極的に農用地区域に編入する。

(3) 非農業的土地需要への対応（公用施設又は公共用施設の整備との調整）

やむを得ない非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農業上の土地利用への支障が生じないことを基本とし、無秩序な廃を防止し、都市計画他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用に努めることとする。この場合、農業振興地域整備計画の変更については、計画的な実施が重要であり、その変更は原則として概ね5年ごとに、農振法第12条の2の規定により実施する基礎調査等の結果に基づき対応する。

また、国及び地方公共団体が農用区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用区域内における土地の農業上の利用の確保という農振法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、農振法第13条第2項に規定する農用区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

(4) 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

農地法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

(5) 交換分合制度の活用

農用区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を十分に踏まえ、農振法第13条の2に規定する交換分合制度を活用する。

(6) 推進体制の確立等

農業振興地域整備基本方針の変更にあたっては、地域の振興及び地球温暖化対策に関する計画等との調和を図るため、関係部局間の連絡調整を密に行うとともに、必要に応じ、県農林業関係団体、県都市計画審議会、市長会、町村会、県商工関係団体その他県の関係団体を代表する者から幅広く意見を求める。また、市町における農業振興地域整備計画の変更においても、関係農林業団体、商工会議所、商工会その他市町の関係団体及び集落代表者から必要に応じ幅広く意見を求めるよう努める。

(7) その他本県の農業の特性を踏まえた施策の推進

「佐賀県総合計画2019」及び「佐賀県「食」と「農」の振興計画2019」に基づき、「農業の担い手が夢と希望を持って働き、稼げる農業を実践している。また、それぞれの地域が人・農地などの資源を活かし、活力ある農村になっている。」ことの実現に向けた施策を推進する。

3 農業上の土地利用の基本的方向（農業地帯別）

佐賀県の農業は、温暖な気候と肥沃な土壌など、恵まれた自然条件を活かしながら、米・麦・大豆を中心に、たまねぎ、いちごなどの野菜、温州みかん、なしなどの果樹、肉用牛などの畜産等を取り入れた多様な農業生産を展開しており、国内外に誇れる数多くの産品を生み出し、本県の基礎産業として地域経済の発展に大きく寄与している。

今後とも、本県農業の持続的な発展を図っていくためには、それぞれの立地条件や地域特性を最大限に活用し、農業振興を図っていく必要がある。

このようなことから、農業地帯設定にあたっては、本県農業地帯の自然的条件や社会的条件を基本に農業生産の方向や農業構造の特徴、さらに農林事務所、農業改良普及センターによる経営・技術指導の一体性などを総合的に勘案して県内を

5地域に区分した。また、農業地帯別の基本的方向としては、以下のとおりである。

(1) 佐賀中部地域(佐賀市、多久市、小城市)

本地域は、県の中央部に位置し、その中央部を嘉瀬川が流れ、有明海に注いでいる。

本地域の北部には、長崎自動車道が、中央部には、JR長崎本線が走っており、南部には、九州佐賀国際空港が整備されている。また、本地域は、県庁所在地である佐賀市を含み、行政や学術・文化研究機能が集積し、県の中核的な機能を担っている。

農業上の土地利用を見ると、平坦地域は水田の基盤整備が進んでおり、効率の高い米・麦・大豆や野菜、花き、畜産等との複合経営が定着している。山麓地域では、米・麦・大豆を主体に園芸や畜産との複合経営が定着している。

北部山間地域では、夏季冷涼な気象条件を活かし、「コシヒカリ」などの早期米や、レタス、ほうれんそう、パセリなどの高冷地野菜や花き栽培が展開され、福岡市に隣接していることから、観光農園や農産物直売所など、消費者と直接結びついた交流活動や販売活動も活発に行われている。

本地域では、有明海沿岸道路や佐賀唐津道路の整備などのプロジェクトが進められており、また県都としての都市的開発が進むものと予測されることから、これらの開発計画との調和に留意し、ほ場整備を契機とした新たな水田農業生産体制の確立等に取り組み、農地の確保及び有効利用を図る。

(2) 東部地域(鳥栖市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町)

本地域は、県の東部に位置し、地域の北部と東部が福岡県に接しており、県境を筑後川が流れ有明海に注いでいる。

本地域内には、南北に走る九州自動車道と東西に走る長崎自動車道が交差し、また地域内にJR長崎本線と鹿児島本線の分岐駅を有するなど交通の利便性が極めて高く、九州の交通の要衝となっていることから、鳥栖市を中心に製造・物流系の企業が集積している。

農業上の土地利用を見ると、平坦地域は、農地のほとんどが整備された水田であり、米・麦・大豆の土地利用型農業を主体とし、アスパラガス、いちご等の野菜や畜産を組み合わせた複合経営が展開されている。中山間地域では、気象条件を活かした野菜、果樹、茶等が生産されている。

本地域のうち平坦地域では、鳥栖流通業務団地や九州新幹線鹿児島ルート、シンクロトン光応用研究施設などが建設されたことや、交通条件に恵まれていること、福岡・久留米経済圏に接していることなどから、一層の開発が進むものと予測されることから、これらの開発計画との調和に留意し、集落営農組織・新規就農者等多様な担い手の育成等に取り組み、農地の確保及び有効利用を図る。

(3) 唐津・東松浦地域 (唐津市、玄海町)

本地域は、県の北部に位置し、南北に松浦川が流れ玄界灘に注いでいる。

本地域のほぼ南北にＪＲ唐津線が走り、北部には、重要港湾の唐津港が整備されている。

本地域は、玄界灘の風光明媚な景観と豊かな自然環境を有する沿岸部が玄海国立公園に指定され、また、菜畑遺跡など特有の歴史・文化を有している。さらに、立地条件を生かして、多くの水産関連企業が立地している。

農業上の土地利用を見ると、山間・山麓・平坦地域は、地形が複雑で変化に富み、水田は狭小で水田単作が多い一方、いちごやこねぎ、ハウスみかんや花きなどの施設園芸が盛んである。上場地域は、国営事業等により農地と農業水利施設が整備され、その土地条件を活かしたいちごやみかん、不知火等の施設園芸や、たまねぎ、肉用牛などの生産が展開されている。

本地域では、西九州自動車道、佐賀唐津道路の整備、唐津港の整備、名護屋城及び陣跡の保存・整備などのプロジェクトがあり、これらの整備とあわせ地域資源を生かした観光ルートの開発等による地域振興が考えられることから、このような地域資源を活用した農業振興を行うとともに、上場地域においては、土地改良事業により整備された農地の確保及び有効利用を図る。

(4) 伊万里・西松浦地域 (伊万里市、有田町)

本地域は、県の西部に位置し、地域の西部が長崎県と接しており、南北に有田川が流れ、伊万里湾に注いでいる。

本地域の南北にＪＲ筑肥線及び松浦鉄道、東西にＪＲ佐世保線が走っており、西部には、重要港湾の伊万里港が整備されている。

本地域は、窯業が盛んで、県内を代表する地場産業地帯となっている。特に、「伊万里焼、有田焼」は、世界的にも名声を博している。

農業上の土地利用を見ると、国見山麓等に展開する中山間地域で、耕地面積のうち水田面積が占める割合は県平均を下回っており、水稲と畜産・果樹・野菜等を組み合わせた複合経営が主体となっている。

本地域では、西九州自動車道の整備、伊万里港の整備などのプロジェクトがあり、これらの開発計画との調和に留意し、果樹産地の維持・発展のための樹園地流動化の推進等に取り組み、農地の確保及び有効利用を図る。

(5) 杵藤地域 (武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町)

本地域は、県の南西部に位置し、地域の南部と西部が長崎県と接しており、地域をほぼ横断する形で六角川、塩田川が流れ、有明海へ注いでいる。

地域内を長崎自動車道、西九州自動車道が走り、また、鉄道はＪＲ長崎本線と佐世保線が走っている。

農業上の土地利用を見ると、平坦地域では、基盤整備が進んだ水田を活用し、農業機械の共同利用やほ場の団地化により米・麦・大豆などの低コスト生産が行われ、園芸や畜産との複合経営が展開されている。多良岳山系や杵島山麓では、傾斜地の

特性を活かした露地みかんや茶などの園芸作物の生産や、企業的な畜産経営が展開されている。

本地域では、有明海沿岸道路の整備、九州新幹線西九州（長崎）ルートの整備などのプロジェクトがあり、これらの開発計画との調和に留意しながら、意欲ある担い手の育成や中山間農業の活性化等に取り組み、農地の確保及び有効利用を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

（指定予定地域）

単位：h a

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
佐賀中部地域	佐賀（佐賀市）	佐賀市のうち都市計画法の市街化区域、九州佐賀国際空港及び規模の大きな森林を除いた区域	22,149（12,170）
	多久（多久市）	多久市のうち都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	8,220（1,930）
	小城（小城市）	小城市のうち既成市街地及び規模の大きな森林を除いた区域	7,961（3,814）
小計			38,330（17,914）
東部地域	神埼（神崎市）	神埼市のうち規模の大きな森林を除いた区域	7,295（3,478）
	吉野ヶ里（吉野ヶ里町）	吉野ヶ里町のうち防衛施設及び規模の大きな森林を除いた区域	2,949（1,045）
	鳥栖（鳥栖市）	鳥栖市のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	3,019（1,539）
	基山（基山町）	基山町のうち都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除いた区域	937（451）
	みやき（みやき町）	みやき町のうち規模の大きな森林及び旧北茂安町のうちゴルフ場を除いた区域	4,426（2,317）
	上峰（上峰町）	上峰町のうち規模の大きな森林を除いた区域	1,035（510）
小計			19,661（9,340）
唐津・東松浦地域	唐津（唐津市）	唐津市のうち都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区、離島（高島、神集島、松島）及び規模の大きな森林を除いた区域	29,231（8,566）
	玄海（玄海町）	玄海町のうち原発用地を除いた区域	3,500（1,556）
小計			32,731（10,122）

伊万里・西松 浦地域	伊万里（伊万里市）	伊万里市のうち都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林を除いた区域	22,470（4,911）
	有田（有田町）	有田町のうち都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	3,416（1,329）
小計			25,886（6,240）
杵藤地域	武雄（武雄市）	武雄市のうち都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	14,569（3,885）
	大町（大町町）	大町町のうち規模の大きな森林及び既成市街地を除いた区域	1,145（370）
	江北（江北町）	江北町のうち規模の大きな森林を除いた区域	2,152（1,272）
	白石（白石町）	白石町のうち規模の大きな森林を除いた区域	9,346（6,784）
	鹿島（鹿島市）	鹿島市のうち都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域、臨港地区及び規模の大きな森林を除いた区域	6,933（3,263）
	太良（太良町）	太良町のうち規模の大きな森林を除いた区域	5,928（1,971）
	嬉野（嬉野市）	嬉野市のうち都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域及び規模の大きな森林を除いた区域	6,809（2,936）
小計			46,882（20,481）
合計			163,490（64,097）

注）：「指定予定地域の規模」の（ ）内は農業振興地域内の農用地（田・畑・樹園地・採草放牧地）で農用地区域内と農用地区域外（農振白地）の合計面積

指定予定地域名：令和元年12月1日現在

市町名：令和元年12月1日現在

指定予定地域の規模：令和元年12月1日現在

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、生産性の向上を一層促進するため、環境との調和に配慮し、地域の将来を見据えた、担い手への農地の集積・集約に必要なほ場の大区画化、水田の排水対策、農業用排水施設などの農業生産基盤の整備を実施する。また、農業水利施設がもつ排水機能や、多面的機能(県土・環境の保全などの農業生産が行われることにより生ずる多面にわたる機能)が将来にわたり十分発揮されるよう、施設の適正な管理と管理体制の強化を推進する。

さらには、農村地域の快適な生活環境の基盤整備と一体的な整備を併せて推進する。

2 県の農業地帯別の構想

第1の3による農業地帯別の農業上の土地利用の基本的方向に即して、次のとおり農業生産基盤の整備を推進する。

(1) 田の整備(全農業地帯)

田の整備については、これまでほ場整備等による農業生産基盤整備事業に積極的に取り組み、ほぼ完了している。しかしながら、中山間地域の一部においては、地形条件から整備費が割高になることや、市街地周辺では農家の意識の多様化に伴う合意形成の難しさなどから整備が遅れている地域もみられる。

今後は、生産性や収益性の高い営農が展開できるよう、地域合意を基本に、平坦地・中山間地等の地域条件や地域の将来を見据えた整備を実施する。

また、整備に当たっては、自然や生態系の維持保全に十分配慮するとともに、必要に応じて生活環境と一体となった整備を進め、豊かで美しい農村空間の創出に努める。

(2) 畑の整備(全農業地帯)

畑については、東松浦地域の上場地区と杵島地域の白石地区の干拓地畑が主たる団地で、その他の地域は散在している状況である。

このような中、上場地区においては、農道やほ場区画の整備と併せ、かんがい施設の整備がほぼ完了している。白石地区の干拓畑においても、国営土地改良事業等による嘉瀬川からのかんがい施設の整備が完了し、安定した良質な用水の確保が図られたところである。

今後は、地域の将来を見据えて、施設の適切な管理及び施設管理の省力化・効率化に向けた整備を実施する。

(3) 樹園地の整備(全農業地帯)

山麓部を中心に広がる樹園地は、全国有数のみかん産地や高品質ななし産地等が形成されており、生産性の高い果樹農業が展開できるよう、農道、かんがい施設等の整備が実施された。今後は、地域の将来を見据えて、施設の適切な管理及び施設管理の省力化・効率化に向けた整備を実施する。

3 広域整備の構想

(1) 用排水の改良

県内には、地下水利用など不安定な水利用地域や常襲湛水地域があることから農業用水の安定的確保に努め、広域的用水体系の再編及び排水機場、基幹排水路の整備などを進めており、今後とも一層の整備促進を図っていく。さらには、農業水利施設の持つ多面的機能の適切な発揮を推進するとともに、管理体制の強化、計画的な改修・更新を図る。

(2) 生産基盤の整備

平坦部では、土地利用型農業の生産性の一層の向上と、園芸作物の生産拡大等に向けたほ場の有効利用を図るために、暗渠排水などの補完的整備、農道の舗装や水路のライニングなど整備水準の向上を図る。また、市街地周辺部等の未整備農地においては、農地の集積に必要な区画整理などの整備を実施する。中山間地域においては、ほ場の傾斜、まとまりなど地形条件に即した整備や部分的整備、簡易工法による低コストな整備など農業生産の基盤づくりだけでなく、生態系や景観保全などの環境との調和に配慮した整備手法を取り入れるなど、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる快適な田園空間の創出等、多面的機能の発揮が図れる整備を推進する。

(3) 農業水利施設の機能保全

県内には、これまでほ場整備等により、農業水利施設等を造成してきたところであるが、近年、多くの施設が老朽化の進行に伴い、補修・更新の時期を迎えている。このため施設の機能を維持保全するために、長寿命化対策を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

本県の基礎産業である農業が持続的に発展するとともに、国民に対する食料の安定供給や国土保全・水源かん養等の多面的機能の発揮という使命を果たしていくためには、その基盤となる農地を確保・保全していくことが必要である。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

全農業地帯を通じて、荒廃農地の発生防止、経営所得安定対策等を活用した水田フル活用、さらには将来的に農業生産の場として活用すべき荒廃農地の解消を進めるとともに災害防止等の農地防災事業等の実施により、農地の保全・有効利用を促進する。

とりわけ、生産条件が不利な中山間地域等においては、「中山間地域等直接支払制度」などの施策を活用することにより、荒廃農地の発生防止に努める。

また、「多面的機能支払交付金」を活用することにより、非農家を含めた地域ぐるみの共同活動を支援し、農地、農業用施設、農村環境の維持・保全を図る。

2 農用地等の保全のための事業

(1) 農用地等の土壌浸食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

本県は、台風や豪雨等による気象災害の頻度が高いこと、また、有明海沿岸を中心として低平でかつ軟弱な地盤であること、さらには、西松浦地域は地すべりを生じやすい地質構造であることなど、災害を受けやすい自然条件下にある。

このため、各種災害による被害の早期復旧はもとより、災害を未然に防止するために、低平地における海岸堤防の強化対策、クリークの防災機能の保全、老朽ため池の整備及び地すべり対策などの各種の防災対策を着実に推進する。

(2) 荒廃農地の発生防止するための事業

平坦地域の農地は、農業基盤整備がほぼ完了し、生産条件に恵まれていることから、荒廃農地の発生はほとんどみられない。

中山間地域の農地は、適切な農業生産活動を通じて、県土・環境の保全や水源かん養など県民生活に関わる多面的機能を発揮している。しかしながら、傾斜地が多く、ほ場が狭隘で不整形など不利な生産条件を有していることから生産性が低く、また、担い手の減少や高齢化が進んでいることとも相まって、近年、荒廃農地が増加する傾向にある。

このため、地域のニーズにより担い手の農業生産活動が適正に行えるようほ場の改良や農作業道の整備など地形条件に即した簡易な農業生産基盤整備等を実施する。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の発生防止に向けた中山間地域の振興

荒廃農地は、農業生産条件の不利な中山間地域に多くみられるが、これらの地域においては、平坦地域にはない自然条件や地域資源を有していることから、これらを活かした都市との交流等の多彩な取組を推進する。また、併せて快適な生活環境施設、定住条件の一体的な整備、さらには「中山間地域等直接支払制度」の活用等による多面的機能の発揮に資する総合的な地域振興対策を推進するほか、農業・農地の維持に取り組む集落を「それぞれの中山間チャレンジプロジェクト」により重点的に支援する。

(2) 荒廃農地を含む効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の利用集積の促進

中山間地域を中心に荒廃農地が増加している状況を踏まえ、これら荒廃農地の発生を防止し、農地の有効利用を促すため、地域における話し合いを通して、地域の担い手の育成はもとより、集落営農組織や農作業受託組織等を含めた多様な担い手を育成するなどして、これら担い手への農地の利用集積を促進する。

(3) 基金造成や集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動

棚田地域において、洪水防止や水源のかん養など棚田の持つ多面的機能を適正に発揮するため、「佐賀県中山間ふるさと・水と土保全対策基金」の運用益等を活用し、地域住民などによる棚田や土地改良施設の保全活動を支援する。

特に中山間地域等においては、適切な農業生産活動が行われることにより、農地の有する多面的機能の発揮に向け、「中山間地域等直接支払制度」の交付金や集落で取り組む農業生産活動等を内容とする「集落協定」に基づく農地の適正な維持・管理を推進する。

(4) 地域の共同活動

農村地域では、農業者の減少や高齢化、混住化の進行等による集落機能の低下により農地・農業用施設等の資源や農村環境の悪化が懸念されていることから、非農家を含めた地域ぐるみの共同活動を支援する「多面的機能支払交付金」を積極的に活用し、施設の機能を維持保全し、農村環境の保全を図る。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

(1) 農地の利用集積の推進

本県農業の基幹である米・麦・大豆を組み合わせた生産性の高い土地利用型農業を展開していくため、農地中間管理機構等を活用し、認定農業者や集落営農組織等の担い手への農地の利用集積を図り、効率的・低コストな生産体制を確立することが必要である。このため、市町、農業委員会、(一社)佐賀県農業会議(佐賀県ネットワーク機構)、(公社)佐賀県農業公社(農地中間管理機構)等との連携のもと、地域での徹底した話し合いを基本に、利用権の設定及び農作業受委託等を積極的に推進する。

(2) 農地の効率的な利用の促進

集団的な農地や農業基盤整備が実施された農地等の優良農地については、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策の取組を推進し、積極的に農業上の利用を確保するとともに、農地の効率的な利用を推進する。

2 主な営農類型及び目標経営規模

(1) 主な営農類型及び目標経営規模 (効率的かつ安定的な農業経営)

営農類型	経営規模	生産方式
水稲 + 麦 + 大豆 + 作業受託	水稲= 5.27ha 麦 = 8.1ha 大豆= 2.84ha 作業受託(収穫) = 8.0ha	作物・品種毎の団地化による作業の効率化 農地の面的集約による生産の効率化 機械化一貫体系による省力・低コスト生産 品種の組合せによる作期幅拡大
水稲 + 麦 + 大豆 + たまねぎ	水稲= 2.6ha 麦 = 2.2ha 大豆= 1.26ha たまねぎ= 1.8ha	農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 園芸作物導入による所得向上 作物の作付ローテーションによる生産安定 たまねぎの機械化一貫体系による省力化 品種・作型の組合せによる労力分散
水稲 + 大豆 + た まねぎ	水稲= 1.95ha 大豆= 0.89ha たまねぎ= 2.16ha	農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 余剰労力を活用した園芸作物の導入 作物の作付ローテーションによる生産安定 たまねぎの機械化一貫体系による省力化 品種・作型の組合せによる労力分散
水稲 + 大豆 + レ タス	水稲=1.95ha 大豆=1.05ha レタス=2.55ha	経営・品種毎の団地化による作業の効率化 機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 レタスの作型組合せによる労力分散と生産量確保
水稲 + 麦 + 大豆 + たまねぎ + キ ャベツ	水稲= 2.28ha 麦 = 1.05ha 大豆 = 1.05ha たまねぎ=1.23ha キャベツ=1.23ha	経営・品種毎の団地化による作業の効率化 機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 作物の作付ローテーションによる生産安定 露地野菜の機械化による省力化と規模拡大 品種・作型の組合せによる労力分散 契約栽培による経営の安定
水稲 + 大豆 + 麦 + たまねぎ + れ んこん	水稲=1.95ha 大豆=2.1a 麦 =1.05ha たまねぎ=1.2ha れんこん=0.75ha	経営・品種毎の団地化による作業の効率化 機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 作物の作付ローテーションによる生産安定 たまねぎの機械化一貫体系による省力化 品種・作型の組合せによる労力分散

水稲 + 大豆 + 麦 + ブロッコリー	水稲=6.11ha 大豆=3.29ha 麦 =8.46ha ブロッコリー=0.94ha	経営・品種毎の団地化による作業の効率化 機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 作物の作付ローテーションによる生産安定 品種・作型の組合せによる労力分散
施設いちご (土耕栽培)	いちご=35a	新品種導入による収量の向上 肥培管理など基本技術の徹底 高設育苗による健苗の育成 光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設いちご (高設栽培)	いちご=24a	新品種導入による収量の向上 肥培管理など基本技術の徹底 高設育苗による健苗の育成 高設栽培の導入による軽作業化 光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設きゅうり	きゅうり=28a	新品種導入による収量の向上 肥培管理など基本技術の徹底 多層被覆やヒートポンプ導入など脱石油・省石油対策の実施
施設きゅうり (環境制御技術)	きゅうり=18a	新品種導入による収量の向上 肥培管理など基本技術の徹底 光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設なす	なす=28a	単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 肥培管理など基本技術の徹底 多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施
施設なす (環境制御技術)	なす=19a	単為結果性品種導入によるホルモン作業の軽減 肥培管理など基本技術の徹底 光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト (丸トマト)	トマト=50a	耐病性品種の導入による収量の向上 肥培管理など基本技術の徹底 多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設トマト(丸ト マト)+ミニトマ ト	トマト=25a ミニトマト=15a	耐病性品種の導入による収量の向上 肥培管理など基本技術の徹底 多層被覆や循環扇導入など省石油対策の実施 光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上

こねぎ	こねぎ=90a	播種期の組合せによる周年出荷体制
アスパラガス	アスパラガス=36a	3.5t/10a だけのための栽培技術の徹底 保温・立茎時期の組み合わせによる労力分散
ほうれんそう	ほうれんそう=58a	播種期の組合せによる周年出荷体制 真空播種機、自動包装機の導入等による省力化
パセリ+レタス	パセリ=45a レタス=50a	高温期の寒冷紗被覆と冬期の保温対策による高品質安定生産 品種・作型の組合せによる労力分散
露地みかん	極早生みかん=20a 早生みかん=30a 普通みかん=65a 露地不知火=15a	極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた労力分散 マルチ栽培や根域制限栽培の導入によるブランド果生産
ハウスみかん	ハウスみかん=45a	基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 加温時期の分散と温度管理の徹底 省エネルギー対策による生産コスト削減
ハウスみかん+ハウス不知火	ハウスみかん=35a ハウス不知火=15a	ハウスみかんと中晩柑の組み合わせによる労力分散
なし	ハウスなし=20a トンネルなし=20a 露地なし=53a	ハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた労力分散 計画的な改植による安定生産
なし複合 (なし+ぶどう)	ハウスなし=20a トンネルなし=20a 露地なし=45a トンネルぶどう=15a	土づくり等の基本管理の徹底 シャインマスカット等の新品種導入
なし複合 (なし+ハウスもも)	ハウスなし=20a トンネルなし=20a 露地なし=45a ハウスもも=10a	なしとももの組み合わせによる収穫時期の分散 遊休ハウス等の活用によるハウスももの導入
茶	茶=3.3ha	被覆栽培の割合増加による高品質生産 生産基盤の整備と機械化による省力化 適期摘採と適正な加工技術
バラ	バラ=65a	統合環境制御温室の導入による施設管理の合理化 需要動向に即した品種の導入 生産安定・省力化のためのロックウール栽培導入

電照キク	キク=50a	適正な電照と温度管理、土づくりの徹底 直挿しや灌水同時施肥等による省力化 自動選花機等省力機械の整備による低コスト・省力化
トルコギキョウ (1切)	トルコギキョウ=57a	常時雇用の導入による経営規模の拡大、安定 周年化に向けた作型および他品目の導入
トルコギキョウ (2切)	トルコギキョウ=19a	需要動向に即した品種の導入 連作障害を軽減するための土壌消毒、土づくり 整枝、摘蕾作業による高品質化 電照、CO2施用等による開花調節、品質向上 2番花の需要期に合わせた開花前進
葉たばこ	たばこ= 2.75ha	共同育苗による均質な苗の確保 適正な栽培管理と適切な加工の実施による高品質生産 適正規模の確保による経営の安定
和牛繁殖 + 飼料 作	繁殖牛=31 頭 稲わら収集=3.1ha	分娩間隔短縮による子牛生産率の向上 ステージに応じた適切な飼養給与の実践 飼養管理の徹底による事故率低減
肥育牛	肥育牛=135 頭 稲わら収集=20ha	ステージに応じた適切な飼養給与の実践 飼養管理の徹底による事故率低減 耕畜連携による稲わら等の確保
肉用牛一貫	肥育牛=100 頭 繁殖牛=14 頭 稲わら収集=20ha 飼料作物=3ha	ステージに応じた適切な飼養給与の実践 飼養管理の徹底による事故率低減 分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
酪農 + 飼料作	経産牛=57 頭 稲わら収集=6ha 飼料作物=8ha	ステージに応じた適切な飼養給与の実践 飼養管理の徹底による事故率低減 自給飼料の生産による省力化 牛群検定データによる牛群能力の把握 後継牛の確保
養豚一貫	母豚=55頭	優良系統種豚の計画的導入 人工授精技術等を利用した子豚生産率の向上 防疫対策の徹底による疾病予防、事故率の低減 エコフィード利用による低コスト生産

(2) 農業生産組織の活動の促進

(平坦水田地帯)

米・麦・大豆を組み合わせた生産性の高い土地利用型農業を展開していくため、集落を基本単位とした生産組織の広域化や再編・強化を図り、共同乾燥調製施設を核とした効率的・低コストな生産体制を確立する。

(中山間地域)

担い手の確保が困難な中山間地域では、機械利用組合や農作業受託組織の設立支援を行い農協等が主体となった農作業受託組織による農作業受託の促進を図る。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

1 重点作物別の構想

(1) 米・麦・大豆

(平坦水田地帯)

米・麦・大豆については、消費者、実需者が求める品質を確保し安定的に提供するため、既存の共同乾燥調製施設への色彩選別機の設置や低温保管施設等の整備を推進する。

(中山間水田地帯)

高齢化等により担い手が不足する地域では、機械利用組合などの担い手を育成するとともに、一層の生産の省力化・低コスト化を図るため、共同乾燥調製施設等の整備を推進する。

(2) 野菜

担い手の減少や高齢化により、産地の縮小、活力の低下などが懸念されており、また、燃油やハウス部材、肥料など生産資材の高止まり等によるコスト増により農業所得率は低下していることから、所得向上に向けて、飛躍的な収量・品質の向上や低コスト化、雇用型経営体や規模拡大を目指す農家の育成、加工・業務用野菜の作付拡大や多彩な野菜づくりを推進する。

(3) 果樹

競争力のある果樹産地の構築や担い手の経営体質の強化、産地を支える新たな担い手を確保する必要があることから、果実の高品質化や低コスト化の推進、大規模経営体の育成や新たな担い手の確保、果実の新たな需要開拓等を推進する。

(4) 花き

高品質化等による他産地との差別化を図るとともに、低コスト化や経営規模拡大を進め、生産農家の収益性の向上を図るとともに、消費者から選ばれる特色ある花づくりを推進する。

(5) 工芸作物

茶については、消費者から求められる高品質な茶の生産や収益性の高い効率的なお茶経営を推進する。

葉たばこについては、高品質な葉たばこの安定生産等により担い手の経営強化を推進する。

(6) 畜産

家畜の伝染性疾病の発生予防のための防疫対策の徹底を基本としながら、「佐賀牛」をはじめとする高品質な畜産物の生産や、県産肥育素牛の生産拡大、生産性の向上や低コスト化等による経営の安定化を推進する。

2 広域整備の構想

(1) 米・麦・大豆

広域的な生産体制を確立するため、共同乾燥調製施設の再編統合を推進する。

(2) 野菜

集出荷施設の再編整備等による効率的な集出荷体制の確立を推進する。

(3) 果樹

集出荷施設の再編統合や機能向上の取組、基盤整備と連携した担い手への園地集積等による効率的な産地体制の整備を推進する。

(4) 花き

消費者が求める花の安定的な生産、供給を図るため、団地化による栽培施設、集出荷施設等の整備を推進する。

(5) 工芸作物

高品質な茶、葉たばこ等工芸作物の生産振興を図るため、茶園の改良や排水対策等効率的な生産環境の整備を推進する。

(6) 畜産

新たな海外市場への販路拡大に取り組むため、輸出対応型食肉センターを整備する。また、肉用牛繁殖基盤の強化を図るための新たなキャトルステーションやブリーディングステーションの整備を促進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

本県農業の持続的な発展を図っていくためには、新規学卒をはじめ、農家後継ぎのUターン、農外からの新規参入など幅広い就農ルートから意欲ある新規就農者を確保していく必要がある。このため、就農のための技術習得ができる施設などを整備し、農業を担うべきものの育成及び確保を図る。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業を担うべき者の育成及び確保を図るため、新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得など就農促進に資する施設等の整備を図る。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

幅広い就農ルートから意欲ある人材を確保するため、就農希望者に対して市町や農業団体、農業系高校等と連携した就農啓発・相談活動を実施するとともに、新規就農者の定着を支援するため、農業次世代人材投資資金等による就農初期の経営安定支援等を推進するとともに、関係機関・団体が連携した支援活動を実施する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の最近の新規就農者は、毎年160名程度で推移しており、それぞれの地域で園芸や畜産、米麦部門などで意欲的に農業に取り組まれている。

また、新規学卒者の就農が減少する一方で、Uターン就農者や農外からの新規参入者が増加している。

しかしながら、地域農業を支えてきた農業従事者の高齢化が進み、担い手の減少が進んでいるため、意欲ある新規就農者をこれまで以上に確保し、育成していくことが求められている。

このようなことから、新規学卒者をはじめ、農家あと継ぎのUターン、農外からの新規参入、農業法人等への就業など幅広い就農ルートを通じて、意欲ある多様な人材を農業内外から幅広く確保し、次代の佐賀農業を担う優れた経営感覚・技術を有する農業経営者の育成に努める。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

これまで、農村地域においては、就業機会を確保するため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。）に基づく工業等の計画的導入や企業誘致のための情報提供体制の整備、工業等の導入に必要な資金確保の円滑化、就業機会の創出に向けた市町の関与の拡大等を図ってきたが、今まで以上の推進を図るとともに、既に農村地域への産業の導入の促進等に関する法律で実施計画を策定した地域であって、まだ産業等の導入が行われていない地域や一部未立地の地域については、立地条件や土地利用との調整等を総合的に検討し、優先的に

立地誘導を図るものとする。

なお、産業導入地区の設定に当たっては、集団的な優良農地を確保していく観点から、優良農地の保全に十分配慮し、農用地利用計画との整合に留意するとともに、農村地域の環境の保全に十分配慮する。また、農産物直売所や観光農園の設置などによる農業従事者の安定的雇用の場の創出を推進する。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、県土の大部分を占め、県民の過半が居住する生活空間となっている。

また、国民がゆとり、やすらぎ、心の豊かさを今まで以上に意識するようになってきており、農村の豊かな自然環境や美しい景観に対する関心と期待が高まっている。

このような中で、農村地域における生活環境整備は、着実に進展しているが、都市と比較すると依然として立ち遅れた状況にあり、定住条件の向上に向け、文化・交流施設等の整備を促進する必要がある。

また、都市にはない農村景観等の良さを再認識し、地域住民にとっても、農村を訪れる都市住民にとっても、やすらぎの場となるような美しく、魅力ある農村空間を形成していく必要がある。

2 生活環境施設の整備の構想

- (1) 混住化、高齢化の進行や生活意識の多様化などに伴う地域社会の活力の低下に対応し、地域住民の自主性と創意工夫を基本に、伝統文化の継承や新たなむらづくりの展開、さらには、高齢者の福祉の向上を図るなどして、活力のあるコミュニティづくりを進める。
- (2) さらに緑化活動等により、水と緑を活かした美しく住み良い農村環境づくりを進める。
- (3) 特産物や自然、文化など豊かな地域資源を活用し、都市と農村の新たな共生関係を築く交流を進める。
- (4) 健全な食生活の普及や学校教育との連携等による農作業体験学習の充実、さらには、県民と農業・農村の多様なふれあいの場の創出等により、食料・農業・農村について相互の理解を進める。

以上により、農村地域が生産の場としてだけでなく、生活の場でもあり、やすらぎ、憩いなどを求める都市住民との交流の場となるよう、集会施設、農村公園等の生活環境と生産基盤の一体的・総合的な整備を推進する。